

平成31年度地方財政対策について

総務省自治財政局
平成30年12月21日

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- 一般財源総額について、前年度を 0.6 兆円上回る 62.7 兆円を確保
- 地方税が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を 0.2 兆円上回る 16.2 兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から大幅に抑制

一般財源総額 62.7 兆円(前年度比+0.6 兆円、前年度 62.1 兆円)

一般財源総額(水準超経費除き) 60.7 兆円(同+0.4 兆円、同 60.3 兆円)

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ・ 地方税・地方譲与税 | 42.9 兆円(前年度比 +0.9 兆円、前年度 42.0 兆円) |
| ・ 地方特例交付金・臨時交付金 | 0.4 兆円(同 +0.3 兆円、 同 0.2 兆円) |
| ・ 地方交付税 | 16.2 兆円(同 +0.2 兆円、 同 16.0 兆円) |
| ・ 臨時財政対策債 | 3.3 兆円(同 ▲0.7 兆円、 同 4.0 兆円) |

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

- 平成 31 年 10 月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、来年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

(3) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

- 消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

(4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

- 緊急対策に係る事業費 1.2 兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費 0.3 兆円を計上

(5) 地方財政の健全化

- 地方財源不足が大幅に縮小し(㊿6.2 兆円→㊿4.4 兆円)、折半対象財源不足が解消(㊿0.3 兆円)
- 臨時財政対策債は、前年度から 0.7 兆円抑制(㊿4.0 兆円→㊿3.3 兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税 0.4 兆円(前年度比▲0.0 兆円)を確保

歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		31年度 A	30年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地 方 税	40.2	39.4	0.7	1.9
	地 方 譲 与 税	2.7	2.6	0.1	5.3
	地 方 特 例 交 付 金 等	0.4	0.2	0.3	181.1
	地 方 交 付 税	16.2	16.0	0.2	1.1
	国 庫 支 出 金	14.4	13.7	0.8	5.6
	地 方 債	9.4	9.2	0.2	2.3
	臨 時 財 政 対 策 債	3.3	4.0	▲ 0.7	▲ 18.3
	臨 時 財 政 対 策 債 以 外	6.2	5.2	0.9	18.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.7
	雑 収 入	4.4	4.3	0.1	1.7
歳 出	そ の 他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	5.0
	計	89.3	86.9	2.4	2.7
	一 般 財 源	62.7	62.1	0.6	1.0
	(水 準 超 経 費 を 除 く)	60.7	60.3	0.4	0.7
	給 与 関 係 経 費	20.3	20.3	0.0	0.1
	一 般 行 政 経 費	38.1	37.1	1.0	2.8
	う ち 補 助	21.1	20.2	0.9	4.5
	う ち 単 独	14.2	14.1	0.1	0.8
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	う ち 重 点 課 題 対 応 分	0.3	0.3	0.0	8.0
歳 出	公 債 費	11.9	12.2	▲ 0.3	▲ 2.4
	維 持 補 修 費	1.4	1.3	0.0	3.2
	投 資 的 経 費	13.0	11.6	1.4	12.1
	直 轄 ・ 補 助	6.9	5.8	1.1	18.9
	単 独	6.1	5.8	0.3	5.2
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	-	0.3	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	2.5	2.6	▲ 0.0	▲ 0.7
	水 準 超 経 費	2.0	1.8	0.2	10.3
歳 出	計	89.3	86.9	2.4	2.7

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

幼児教育の無償化に係る財源の確保

- 幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な財源を確保。
- ただし、平成31年度（初年度）は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分（2,349億円）を措置する臨時交付金（子ども・子育て支援臨時交付金（仮称））を創設し、全額国費により対応。
- 平成32年度（2年目）以降の幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。
- また、幼児教育の無償化の実施に当たって、平成31年度（初年度）及び平成32年度（2年目）の導入時に必要な事務費については、全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間（～平成35年度）に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

<幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び平成31年度所要額>

（注）四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

（単位：億円）

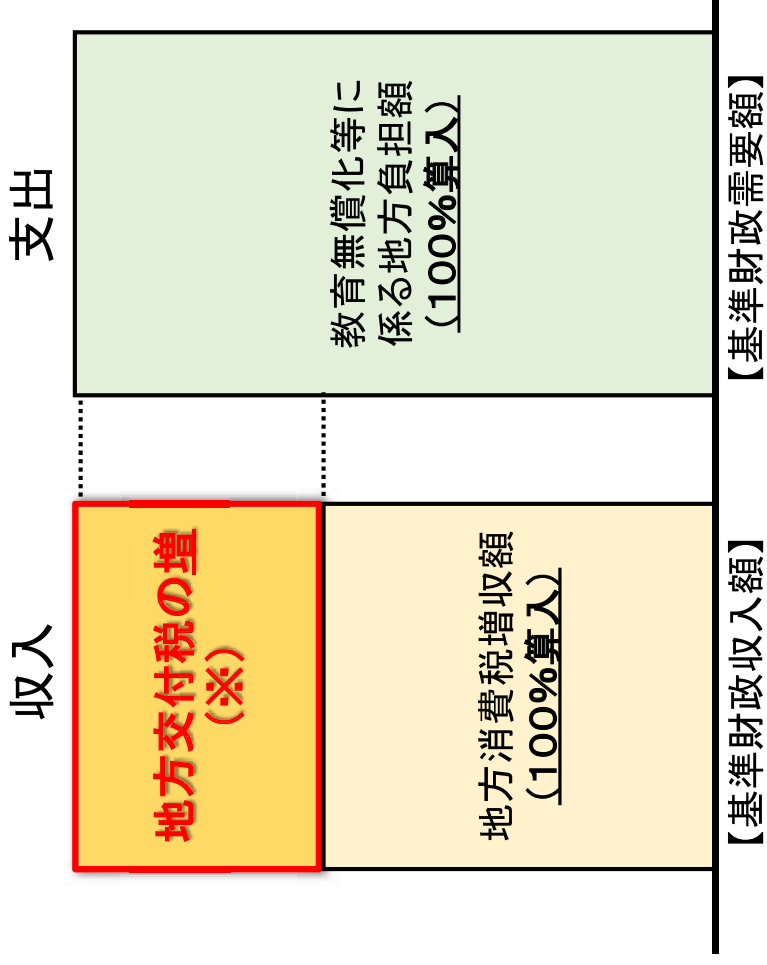
法律上の 位置付け (予定)	区分		財源負担割合			平成31年度所要額			
			国	都道府県	市町村		国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育 給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515
		公立	-	-	10/10	818	0	0	818
子育て支援 施設等 利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園等		1/2	1/4	1/4	696	348	174	174
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	153	77	38	38
	預かり保育、一時預かり、ファミ リー・サポート・センター、病児保育		1/2	1/4	1/4	155	78	39	39
合計						3,882	1,532	766	1,584

※ 平成31年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分（上表太線枠囲み部分：2,349億円）については、臨時交付金を創設し、全額国費で対応。

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整（下図）を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。